

幡多地域半島振興計画（案）

（令和7～16年度）

令和8年 月

高 知 県

目 次

第1 基本の方針	1
1 地域の概況	1
2 現状及び課題	2
(1) 人口等	2
(2) 交通・通信	2
(3) 産業及び観光	4
(4) 就業	7
(5) 水資源	7
(6) 生活環境	8
(7) 医療	9
(8) 介護サービス及び障害福祉サービス	10
(9) 高齢者及び児童の福祉その他福祉	10
(10) 教育及び文化	11
(11) 自然環境の保全及び再生	13
(12) 再生可能エネルギー	13
(13) 国内及び国外の地域との交流	13
(14) 移住、定住及び二地域居住、人材の育成	14
(15) 国土保全施設等の整備及び防災体制その他半島防災	15
(16) その他	16
3 振興の基本的方向及び重点とする施策	16
(1) 基本的方向	16
(2) 重点とする施策	17
第2 振興計画	18
1 交通通信の確保	18
(1) 交通通信の確保の方針	18
(2) 交通施設の整備	18
(3) 地域における公共交通の確保	18
(4) 情報通信関連施設の整備	19
2 産業及び観光の振興	19
(1) 産業及び観光の振興の方針	19
(2) 農林水産業の振興	20
(3) 商工業の振興	23
(4) 観光の振興	24

3	就業の促進	25
(1)	就業の促進の方針	25
(2)	就業促進対策	25
4	水資源の開発及び利用	25
(1)	水資源の開発及び利用の方針	25
(2)	水資源確保対策	25
(3)	水資源の利用	25
5	生活環境の整備に関する事項	26
(1)	生活環境の整備の方針	26
(2)	下水道、廃棄物処理施設等の整備	26
(3)	都市公園等の整備の推進	26
(4)	住宅関連対策	26
(5)	生活サービスの持続的な提供	26
(6)	その他の整備	28
6	医療の確保等	27
(1)	医療の確保の方針	27
(2)	医療の確保を図るための対策	27
7	介護サービス及び障害福祉サービス等の確保等	27
(1)	介護サービス及び障害福祉サービス等の確保の方針	27
(2)	介護サービス及び障害福祉サービス等の確保を図るための対策	28
8	高齢者及び児童の福祉その他福祉の増進	28
(1)	高齢者及び児童の福祉その他福祉の増進の方針	28
(2)	高齢者の福祉の増進を図るための対策	28
(3)	児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策	29
9	教育及び文化の振興	29
(1)	教育及び文化の振興の方針	30
(2)	地域振興に資する多様な人材の育成	30
(3)	教育・文化施設等の整備	30
(4)	地域文化の振興	31
10	自然環境の保全及び再生	31
11	再生可能エネルギーの利用の推進	32

(1) 再生可能エネルギーの利用推進の方針	32
(2) 再生可能エネルギーの利用推進のための施策	32
12 国内及び国外の地域との交流の促進	32
(1) 国内及び国外の地域との交流の促進の方針	32
(2) 国内及び国外の地域との交流の促進のための方策	33
13 移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力	33
(1) 移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の方針	33
(2) 移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力のための施策	33
14 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化その他半島防災のための施策	34
(1) 災害防除の方針	34
(2) 災害防除のための国土保全施設等の整備	34
(3) 半島防災の体制強化	35
15 その他半島振興に必要な事項	36
(1) 感染症が発生した場合等における住民生活の安定等	36
(2) 生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落への配慮	36

【別添】 幡多地域半島振興計画に関する重要業績評価指標 (KPI)

第 1 基本的方針

1 地域の概況

- 本地域は、四国の西南端に位置し、高知市から市町村中心部まで陸路で約 100 km～150 km の距離にあり、東は土佐湾、西は豊後水道に面する太平洋に突き出た半島で、宿毛市、土佐清水市、四万十市（うち旧中村市の区域）、大月町、三原村、黒潮町（旧大方町の区域）の 3 市（一部指定を含む）2 町 1 村から構成されています。
また、同時に過疎地域（宿毛市、土佐清水市、大月町、三原村、黒潮町）、振興山村地域（大月町以外。一部指定を含む。）、特定農山村地域（全市町村）にも指定されています。
- 面積は、1,238 km² で県土の 17.4% を占めていますが、人口は 74,858 人で県人口の 10.8% にすぎず、人口密度は 60.5 人/km²、県全体の 97.3 人/km² と比較してかなり低い状況にあります。（令和 2 年国勢調査（総務省統計局））
- 地形は、標高 300m～500m 級の山岳が連なり、それが海食崖となって海に迫っており、地域の林野面積比率は 83.6% で、わずかな平地に耕地を拓き集落を形成しています。また、海岸線は、大規模な海浜がほとんどなく、大堂海岸を中心に沈降による出入りの多いリアス式海岸を形成しており、総延長は 302 km となっています。
- 自然は、日本最後の清流と呼ばれる四万十川や豊富な原生林、足摺宇和海国立公園の区域となっている足摺岬・大堂海岸など雄大な海岸景観と透明度の高い海など、数多く残されています。
- 気候は、黒潮の影響で、年平均気温 17～18℃、日照時間 2,200 時間強、降水量は 2,200～2,500 mm 程度（いずれも令和 4～6 年の 3 カ年平均）であり、温暖・多照・多雨な地域となっています。また、台風の北上経路地帯でもあります。
- 歴史的には、縄文時代から一貫して中村、宿毛地域を中心として栄えてきましたが、なかでも京都から下向した一条教房を始祖とする土佐一条家の支配は絶大で、室町時代の繁栄の影響を受けた伝統行事や慣習が現在も残されています。
なお、大化の改新後に設置された「幡多郡」が、本地域の由来となっており、現在まで、歴史的にも文化的にも一体的な地域として推移してきました。

幡多地域の構成市町村

市町村	面積 (km ²)	人口 (人)
宿毛市	286.20	19,033
土佐清水市	266.34	12,388
四万十市(うち旧中村市の区域)	384.50	30,233
大月町	102.94	4,434
三原村	85.37	1,437
黒潮町(うち旧大方町の区域)	112.52	7,333
計	1,237.87	74,858

総務省統計局「令和 2 年国勢調査」

2 現状及び課題

(1) 人口等

ア 人口

- 人口は、昭和 35 年の 129 千人をピークに、昭和 45～55 年の一時期を除き減少を続けています。平成 27 年と令和 2 年の国勢調査の結果を見ると、この 5 年間で人口は 7.3%減、高齢化率は 32.5%から 40.8%に上がり、生産年齢人口は 13.5%減と、人口減、高齢化の進行がますます顕著になっており、就業の場とともに産業の担い手を確保することが大きな課題となっています。

イ 財政

- 財政力指数（令和 4～6 年の 3 カ年平均）は、県平均 0.25 に対して、市部で 0.24～0.36、町村部で 0.12～0.20 と、特に町村部では県平均をいずれも下回っており、厳しい財政状況となっています。（旧西土佐村、旧佐賀町含む）

(2) 交通・通信

- 本地域は、都市機能の集積された高知市から遠く離れ、交通機関や情報通信面の立ち遅れが目立っています。

ア 道路

- 本県を取り巻く広域道路網は、四国横断自動車道が、四万十町中央 IC まで供用中です。本地域内の高速交通体系は、片坂バイパス（四万十町西 IC～黒潮拳ノ川 IC）が平成 30 年 11 月に供用を開始しました。また、中村宿毛道路は平田 IC～宿毛和田 IC 間が令和 2 年 7 月に供用を開始し、全線開通となりました。

令和 6 年度に宿毛和田 IC～宿毛新港 IC 間が新規事業化され、四国 8 の字ネットワークを構成する県内の高規格道路は全線事業化となりました。

- 県道は、主要地方道 13 路線、一般県道 23 路線、総延長は 477 kmあり、各市町村間を結ぶ土佐清水宿毛線、地域内を相互に結ぶ柏島二ツ石線や足摺岬公園線、地域外へアクセスする宿毛津島線等がありますが、令和 6 年 4 月現在、改良率 57.8%、舗装率 99.8%となっています。（旧西土佐村、旧佐賀町含む）
- 市町村道については、令和 6 年 4 月現在、総延長約 1,845 km、改良率 55.3%、舗装率 90.3%となっています。（旧西土佐村、旧佐賀町含む）

【課題】

- 地域外とのアクセスを強化するための幹線道路や地域の拠点性を高める高規格幹線道路、地域内を循環・相互に結ぶ幹線道路、各集落から幹線道路へ接続する道路など、国道から市町村道に至る地域内外ネットワークの整備を進めていく必要があります。

イ 港湾

- 重要港湾であり、地域の産業を支える海上輸送の拠点施設である宿毛湾港と、地方

港湾が9港（下田港、あしずり港、避難港である上川口港など）あります。

【課題】

- 瀬戸内地方や九州地方を中心とした広域工業・流通拠点として宿毛湾港を整備するとともに、地方港湾の中で、四万十川河口にある下田港は、洪水など河川流量による影響を受けやすいことから、下田地区の浸水被害を解消する対策と安定した輸送航路の確保が必要です。

ウ 鉄道

- 土佐くろしお鉄道宿毛線が平成9年10月1日に開業し、昭和63年4月に先行開業している中村線と一体となり、地域内はもとより幡多地域と本県中央地域及び瀬戸内地方や京阪神地方を結ぶ基幹的な公共交通機関としての役割を果たしています。
- しかし、利用者の減少による営業収支の悪化により、県と関係市町村で積み立てている経営安定助成基金の支援がなければ、大変厳しい経営状況にあります。

<土佐くろしお鉄道（中村・宿毛線）の状況>

年度	輸送人員	営業収支
H16	1,010千人	△154,163千円
H26	640千人	△218,574千円
R6	468千人	△462,326千円

【課題】

- 土佐くろしお鉄道の経営の安定化と利用促進を図ることが必要です。

エ バス

- 路線バスの利用者は3,622千人/年（令和6年度）で、平成26年度の5,089千人/年と比べて約3割減少しております。
- 本地域の住民の生活に必要な不可欠なバス路線については、行政からの補助や委託、市町村自らの運行により維持されており、地域の交通の重要な役割を担っています。

【課題】

- 人口が減少する一方、マイカーの普及によりバスの利用者は減少していますが、高齢者等にとっては重要な交通機関であることから、地域の実情に応じた運行形態、利用促進による路線の維持が必要です。
- 少子高齢化や過疎化が進む中で、市町村や事業者、住民が一体となって地域の実情に応じた持続可能な地域内交通の仕組みを検討していく必要があります。

オ 情報通信

- 採算性等から超高速ブロードバンドサービス（高速インターネット）や携帯電話サービスが提供されていない条件不利地域が存在しています。
- 行政や教育への利用を主な目的に構築した高知県情報ハイウェイにより、本地域の市町村役場や県立・公立学校などがネットワーク化されています。

- 宿毛市、四万十市及び大月町では、平成 22 年に、黒潮町では平成 23 年に、それぞれケーブルテレビが整備されています。

【課題】

- 超高速ブロードバンドサービスや携帯電話サービスが提供されていない地域の情報通信基盤の整備が必要です。
- 本地域における公的機関の情報通信基盤である高知県情報ハイウェイについては、財政的にも制約がある中で社会情勢に対応した整備が必要です。

(3) 産業及び観光

- 高知県産業振興計画の推進により、本地域の基幹産業である第一次産業の新たな担い手の確保につながるといった成果も得られていますが、依然として、就業人口の減少や高齢化の傾向は続いており、本地域の強みを支える第一次産業の生産基盤が弱まっていくことが懸念されます。
- 他産業においても集積度が低いことや、事業所数の減少といった課題を抱える中でも、より一層若者にとって魅力的な就労の場の形成が必要です。

【課題】

- 高知県産業振興計画で取り組んでいる、様々な生産活動の基盤となる第一次産業振興の取り組みを継続することが必要です。また、それらを活用した加工品づくりが各地域に広がってきており、更なる販売拡大や製造基盤の充実に取り組み、事業者の経営安定を図ることが必要です。
- 基幹産業である第一次産業の再生が不可欠で、他産業並の所得と労働条件の実現が必要です。また、第一次産業と連携した産業を振興していくことが必要です。

ア 農林水産業

(ア) 農業

- 農業は稲作が広い範囲で行われています。花卉（黒潮町）、酪農（四万十市、宿毛市、大月町）、肉用牛（全域）、豚（宿毛市、土佐清水市、大月町）、養鶏（全域）、野菜（宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町）の産地となっています。
- 農家は 1,810 戸（令和 2 年）あり、そのうち約 24.7%が主業経営体です。なお、経営耕地のある 1 経営体あたりの経営耕地面積は 0.97ha です。

【課題】

- 地域の立地特性を活かした農業の展開、輸入農産物に対抗できる国際的な競争力を備えた、生産性の高い農業の実現への取り組みが必要です。
- 法人化し、雇用環境が整った経営体を育成することが必要です。
- 栽培技術中心の農業者から経営管理ができる経営者を育成することが必要です。
- 担い手の育成や効率的な農業を行うために、農地の集積・集約化が必要です。
- 農業生産基盤の計画的な整備や農業用排水施設等の長寿命化対策による足腰の強い農業・産地を形成することが必要です。
- U I ターンや他産業からの新規就農者を確保・育成することが必要です。

(イ) 林業

- 民有林に占める人工林の面積比率は56%（令和6年）で、うち90%が45年生を超えています。
- 林内道路密度（民有林）は16.3m/ha（令和5年）、林道密度は2.3m/ha（令和5年）となっています。

【課題】

- 製材工場や木質バイオマス発電施設などへ、将来にわたって安定的に原木を供給するためには、林業適地において森林の集約化を進め、効率的な作業システムにより皆伐を含めて生産拡大を図るとともに、造林コストの削減などにより確実に再造林を実施することが必要です。
- 条件不利地では、未整備の森林が発生しており、公益的機能の維持増進を図るためには間伐等の森林整備が必要です。
- 担い手の育成（新規就業者の確保・育成）が必要です。
- 木材流通の合理化等による木材産業の構造改革が必要です。
- 公共建築施設に加え民間建築施設の木造化や公共土木工事への木材利用による県産材の利用推進が必要です。

(ウ) 水産業

- リアス式海岸の複雑な地形による好漁場で、沿岸漁業の盛んな地域です。
- 主な沿岸漁業は、釣り・はえ縄漁業（足摺岬周辺・沖合地域）、定置網漁業（足摺岬周辺）、機船船びき網漁業・小型機船底びき網漁業（旧大方町地先海域）、魚類養殖業・まき網漁業（宿毛湾）があります。
- 河川漁業は、アユ（四万十川、松田川）、スジアオノリ（四万十川河口）があります。
- 内水面養殖業は、ヒトエグサ養殖（四万十川河口）があります。
- 漁港は、302kmの海岸線に大小48漁港（1種:41港、2種:5港、3・4種:各1港）あるものの整備水準が低い状況です。

【課題】

- 環境や社会の変化に強い持続可能な水産業としていくため、デジタル技術の活用等による効率的な漁業生産体制への転換が必要です。
- 稼げる水産業にしていくため、大都市圏や海外への外商活動の強化が必要です。
- 担い手を安定的に確保していくため、新規就業者の確保・育成の取り組みの強化や若者・女性に選ばれる水産業への転換が必要です。

(エ) 鳥獣による被害

- 近年、シカやイノシシ、サルなどの野生鳥獣による農林業被害が増加しており、特に中山間地域での被害は大きな問題になっています。

【課題】

- 有害鳥獣を集落に寄せ付けない環境整備、有効な防除対策の推進が必要です。

- 積極的な有害鳥獣の捕獲が必要です。

イ 商工業

(ア) 商業

- 従来から宿毛市、四万十市（うち旧中村市の区域）の中心商業地を核とした閉鎖的な商圈ですが、近年、郊外に大型店舗の出店が相次いだことから、中心商業地では空き店舗が増加するなど衰退が進んでいます。
- 令和3年の状況では、小売業の人口1人当たりの年間商品販売額は4,357千円で、事業所は1経営体当たり従業員数4.9人と、小規模・零細な事業所が多いのが特徴です。
- 宿毛市、四万十市（旧西土佐村含む。）の小売業の事業所数については、昭和50年代以降減少を続け、令和3年の状況を平成19年と比較すると35.8%減少しており、年間商品販売額もこの間に14.1%減少しています。

【課題】

- 基幹産業である農林漁業とリンクし、四万十ブランドに代表される地域資源を活用した「地域ブランド商品」の開発や販路の開拓等、観光と一体となった、競争力を持った商業振興を図っていくことが必要です。
- 中心商業地では、個店の魅力を高めると同時に、高齢者人口の増加への対応や商店街ごとのテーマの確立・回遊性を持たせ、商業のみならず、まちづくりの観点から整備を行うことが必要です。また、人口の減少に対応するため、移住者の受入が大きな課題となっており、移住者の開業を支援するため、空き店舗や空き家を活用した創業支援をはじめ、官民連携して地域や商店街全体で支援していく取り組みが必要となってきました。

(イ) 工業

- 本地域では、食品製造業、窯業・土石製品製造業、生産用機械器具製造業、木材・木製品製造業といった産業が主体となっています。1事業所当たりの従業員数は令和5年で16.8人と全国・全県に比べて少なく、また、人口1人当たりの製造品出荷額等は472.3千円で対全県比64.0%、対全国比17.4%と低い状況にあります。（旧西土佐村、旧佐賀町含む）
- 事業所数は昭和50年以降微減を続け、横這いが続いていた従業員数も減少に転じ、令和5年には、平成25年と比べると事業所数（16.3%減）、従業員数（16.0%減）のいずれも減少しています。一方、製造品出荷額等（31.2%増）については、平成25年と比較すると増加傾向にあります。（旧西土佐村、旧佐賀町含む）
- また、本地域の産業構造は食品や建設関連といったいわゆる旧来型の業種が多く、一方で新産業分野への進出が乏しいなど、産業構造の硬直化が見られ、地域経済の活性化が図られていません。

【課題】

- 地域経済の活性化には、公的研究機関等の活用、高付加価値な製品・技術の開発や省力化による生産性の向上、販路の開拓等を進めていくことが必要です。

ウ 観光

- 足摺宇和海国立公園、入野県立自然公園、宿毛県立自然公園、四万十学遊館、日本最後の清流と呼ばれる四万十川など豊かな自然環境や景観に恵まれ、多くの観光客が訪れています。
- 名所や風景を觀賞する従来の周遊型・見物型観光から、地域ならではの魅力ある素材を生かした滞在型・体験型観光への関心が高まっています。キャンプやホエールウォッチング、四万十川の観光川下りやカヌー、柏島クルーズ、シュノーケリングなどの体験が人気を得ています。

【課題】

- 観光ニーズに対応した広域で集客力をアップする取り組みを推進するとともに、観光客に対するサービスの向上を図るため、観光スポットや宿泊施設、予約状況、交通アクセスなど、最新情報が提供できる観光ネットワークシステムを整備・充実していくことが必要です。
- 四万十川観光は、清流の魅力が残されていてこそ価値があるものです。人為的な施設は極力設置せず、あくまで自然を活かした観光を進めていくとともに、観光客へのゴミの持ち帰り運動や住民の清掃活動など、四万十川を守り育てる運動を推進することが必要です。

(4) 就業

- 本地域は四万十公共職業安定所管内に位置し、令和6年度の有効求職者数 15,332 人、有効求人数は 12,423 人、有効求人倍率（原数値）は 0.81 倍でした。
- 最近3年間の有効求人倍率（原数値）は、令和4年度 1.00 倍、令和5年度 0.86 倍、令和6年度 0.81 倍と減少傾向にあり、令和7年4月の有効求人倍率は 0.74 倍と前年同月を 0.01 ポイント下回っています。

【課題】

- 本地域の有効求人倍率は、県全体（令和6年度 1.10 倍）に比べて低い傾向にあり、雇用の場の創出が必要です。
- 地域の求職者を一人でも多く就職につなげていくため、人材育成や求人事業者とのマッチングなどの就職支援が必要です。

(5) 水資源

- 本地域は集落が点在している一方、河川は流域延長が短く流れの急な中小河川が多いため、水の供給源として井戸水や溪流取水への依存度が高いことから、水資源の供給が不安定な傾向にあります。
- 水資源の安定供給を図るため、春遠第1ダム（生活貯水池）の整備を進めています。
- 上水道では、南海トラフ地震等の大規模災害時においても安定して水を供給するため、水道施設の耐震化が喫緊の課題となっていますが、上下水道耐震化計画における主な水道施設の耐震化率は、導水管・送水管が 47.3%（県平均 47.8%）、浄水施設が 33.5%（県平均 74.5%）、配水池が 86.5%（県平均 87.6%）となっており、いざ

れの指標も県平均を下回っている状況にあります。

【課題】

- 現在建設中のダムや森林の総合的整備、上水道の普及率の向上や老朽化した水道施設の更新や耐震化、分散型システムの導入などにより水資源を安定的に確保することが必要です。

(6) 生活環境

- 人口減少や高齢化が進む中、集落維持の危機や生活環境の悪化等、本地域で引き続き生活していくことが困難になっています。
地域の方々が愛着のある地域で安心して住み続けるために、住民が主体となり地域の様々な課題に対応していく集落活動センターの仕組みづくり（小さな拠点づくり）を推進しています。
- 生活水準が向上し、都市的な生活指向が高まる中であって、依然として、本地域では生活関連施設の整備が立ち遅れています。

【課題】

- 集落活動センターは、6市町村すべてで開所済みですが、集落での地域活動を維持していくためには、新たに集落活動センターに取り組む地域の掘り起こしと、既存のセンターの活動継続に向けた支援が必要です。
- 若者が定住し、女性や高齢者が意欲と能力に応じて就業できる、快適で活力ある農山漁村をつくるためには、地域を交流・ふれあいの場として開放することを視野に入れた生活関連施設の整備に取り組んでいく必要があります。

ア 下水道、廃棄物処理施設等

- 生活排水処理施設の普及率は78.2%（旧西土佐村、旧佐賀町を含む）であり、県平均と同水準ですが、全国平均と比べると遅れています。
（県平均79.9%、全国平均93.7%）（令和7年3月31日現在）
- 一般廃棄物の排出量は、年々減少しています。

【課題】

- 生活排水処理施設の整備促進が必要です。
- 環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、一般廃棄物の減量や再生利用への取り組みを地域全体で進める必要があります。

イ 都市公園等

- 都市公園は102箇所、面積にして236.54haあり、1人あたりの公園面積は43㎡と なっています。（令和6年3月31日現在）
- 四万十市（うち旧中村市の区域）、黒潮町に立地する土佐西南大規模公園（都市計画決定309ha）は、変化に富んだ美しい海岸線と自然美を最大限に活かした海洋性レクリエーション拠点として多くの方々に利用されており、施設の更新や改修を進めています。
- 本地域では高台への庁舎移転や宅地整備が行われるなど、安全安心な市街地形成

に向けた取り組みが行われています。

- 都市計画区域の設定市町村は宿毛市、土佐清水市、四万十市、黒潮町で、街路計画総延長は59.79 km、うち令和5年度末の整備済みは48.32 kmであり、整備率は80.8%となっています。(旧西土佐村、旧佐賀町含む)
- 南海トラフ地震等の大規模災害発生時に防災拠点となる都市公園の整備が進められています。
- 幹線道路網の整備の進展や土地区画整理事業の完了に伴い、新たな市街地が形成されつつある反面、既成市街地においては空洞化が進み、中心市街地の衰退を招いています。

【課題】

- 老朽化が進む都市公園施設の更新や改修、防災拠点となる都市公園の整備促進が必要です。
- 都市基盤整備では、近年の社会情勢を踏まえた中心市街地の再生や震災対策上必要な密集市街地の解消、津波浸水被害のない高台での新市街地形成など、地域の特性に応じた事業の推進が必要です。
- 今後の新たな都市整備のあり方は、近年の社会・経済情勢や自治体における財政状況の悪化から、地域住民や各種事業者などとの協働による「住民力」を活かした取り組みを行い、地域の特性に応じた身の丈にあったまちづくりを進めることが必要です。

ウ 住宅

- 本地域に移住者を呼び込むため、その受け皿となる空き家の掘り起こし（空き家が空き家バンクへの登録等で流通に乗る準備が整った、または除却等により放置状態が解消されること）に取り組んでいます。

【課題】

- 空き家の掘り起こしは、継続した普及啓発の実施とともに、法律等の専門的知見を踏まえたアドバイスや、所有者の意向や地域の実情等に寄り添うことのできる体制の整備が必要です。

(7) 医療

- 保健医療のニーズが高度化・多様化しています。
- へき地における医療の確保と充実が求められています。

【課題】

- 健康増進から疾病の予防、診断・治療及びリハビリテーションに至る包括的な保健医療体制の整備が必要です。
- 幡多地域でほぼ完結できる医療が提供できるよう、幡多けんみん病院を中心とした救命救急機能の充実が必要です。
- 救急医療連携体制充実のため、ドクターカー・ドクターヘリを活用した県中央部の3次救急医療機関との連携が必要です。
- へき地における医療の確保と充実を図るため、医療機関の施設整備や医師等の人

材確保とともに、後方支援体制の整備が必要です。

(8) 介護サービス及び障害福祉サービス

- 生産年齢人口の減少などにより、介護人材不足が深刻化しており、介護サービスの提供体制の強化が求められています。
- 他の圏域と比べて障害福祉サービスの事業所数は多く、通所の事業所やグループホームは利用見込者数に対する定員数はおおむね充足している状況です。

【課題】

- 中山間地域では、利用者が点在しており、訪問介護サービス等の提供体制の確保が必要です。
- 職員の業務負担軽減やサービスの質の向上につながる介護現場の生産性向上を一層推進していくことが必要です。
- 安定的な訪問介護サービスの提供に向けて、多様な人材や社会資源を活用した生活援助の仕組みづくりが必要です。
- 圏域内で施設が偏在しているため、特に中山間地域では障害福祉サービスの提供体制に格差があります。
- 移動手段の確保が難しく、身近な地域で障害福祉サービスが受けられないなどの課題があります。

(9) 高齢者及び児童の福祉その他福祉

- 高齢者を支える現役世代が減少する一方で、独居の高齢者や認知症高齢者など、介護サービスや見守り、生活への支援を必要とする方の増加が見込まれています。

ア 高齢者福祉

- 老年人口比率 43.9%（令和 6 年）と県平均 36.7%より高く、総世帯に占める高齢者のいる世帯の割合も 57.5%（令和 2 年）と県平均 49.2%より高くなっています。

【課題】

- 高齢者の方々が住み慣れた地域でともに支え合いながらいきいきと暮らしていくためには、それぞれの地域の実情に合った住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進が必要です。

イ 児童福祉等

- 保育所は 31 箇所、幼稚園型認定こども園は 3 箇所、地域型保育事業所は 1 箇所あり、支給認定子ども数（在籍数）は 1,774 人となっています。（旧西土佐村、旧佐賀町含む。令和 7 年 4 月 1 日現在）
- 少子化に伴い、児童数も減少し、施設運営が厳しくなっています。
- 女性の社会進出の増加や核家族化の進行等により、保育需要は多様化しています。
- 保育サービスについては、県全体と比べて乳児保育、一時預かり事業が低調な状況です。
- 施設が老朽化しているものが見られます。

【課題】

- 市町村の子育て支援の計画に基づき、住民の保育ニーズに適切に対処できるよう、教育・保育施設や地域の実情に応じた子育て支援等を充実させていくことが必要です。

ウ 障害者等の福祉

- 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付数は、6,213人（令和6年）となっています。

【課題】

- 高知県障害福祉計画に基づき、専門的な療育支援を行う体制づくりや障害や障害のある人について正しく理解できるよう啓発活動を行うなど、障害者が住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域づくりを目指した取り組みを進めることが必要です。

エ 地域福祉

- 高齢者に関しては、高齢者のみの独居（単身）世帯の割合が高く、家族介護力が弱いことや、医療・介護サービスに偏在があることから、施設への入所や社会的入院が多くなっています。
- 子育てに関しては、少子化・核家族化が進み、地域での支え合い機能が弱まり、子育ての孤独感や不安感が生じています。
- 県内の自殺者数は、平成24年ごろから平成27年にかけて大きく減少していましたが、その後は横ばいで推移しています。また、人口10万人あたりの自殺死亡率は全国平均よりも高い状況が続き、中でも幡多地域は、県平均を上回る水準で推移しています。

【課題】

- 弱体化したコミュニティの再生と活性化を図るため、地域リーダーの発掘や、NPO・ボランティアの育成及び支援をし、これらの活動が持続可能なものとなるよう地域福祉の推進を図る必要があります。
- 個人の尊厳を尊重した地域福祉を推進することが必要です。
- これらの課題を解決するためには福祉のみならず教育分野などとの連携が必要です。
- 自殺対策として、身近にいる人のいつもと違う様子に気づき、悩みなどを傾聴するゲートキーパーを育成するとともに、他関係機関がより連携して適切な相談支援が行えるよう、福祉保健所を中心としたネットワークを構築する必要があります。

(10) 教育及び文化

ア 教育

- 少子化や人口流出により、小学校、中学校、高等学校とも児童生徒数が減少し、適正な学校規模の維持が困難な状況になりつつあります。そのため、小中学校の統廃合が進んでいます。また、地域に集落が点在するため、学校が小規模で、小学校では

62.5%が複式学級となっています。

- 中学校では、卒業後の進学率は93.9%（令和6年3月卒業者）で、県平均98.4%を下回っています。
- 高等教育機関は幡多看護専門学校1校のみで、社会教育施設も少数・小規模です。

【課題】

- 多様化・高度化する学習ニーズに対応し、教育分野での地域間格差を是正するためには、地域の実情に応じた新しい学習システムの構築や情報機器等を活用した教育環境の整備が必要です。
- 社会教育施設、学校教育施設、文化施設等関連施設の有効活用と情報ネットワークの拡大と有効利用が必要です。

イ 文化

- 歴史的・文化的に独自の文化圏を構成しており、入野松原や吉福家住宅、浜田の泊屋、松尾のアコウ自生地をはじめとする名勝、史跡、民俗文化財、天然記念物などが多く存在しています。
- 文化施設は、地域住民の文化教養活動に一定の役割を果たしており、宿毛市には文教センター（歴史館、公民館、図書館）、総合運動公園、野球場、東部運動場、武道館、相撲場、土佐清水市には市民文化会館、足摺海洋館・海底館、国際交流の館ジョン万ハウス、公民館、図書館、浦尻運動公園、市民体育館、四万十市（うち旧中村市の区域）には文化センター、公民館、幡多郷土資料館、四万十学遊館、図書館、安並運動公園、渡川第二緑地、温水プール、具同体育センター、武道館、四万十川下流交流センターがあり、町村には文化会館、公民館、図書館、土佐西南大規模公園、大方球場等が設置されています。
- 地理的条件の制約等により、文化施設の整備や芸術文化に触れる機会も十分とはいえない状況です。

【課題】

- 文化の振興や文化財の保存など文化を住民の暮らしに関わる幅広い領域で捉えたまちづくりが必要です。
- 多様化した住民の文化的ニーズに対応していくことが必要です。
- 少子高齢化や過疎化により、失われつつある伝統芸能や文化遺産を継承していくことが必要です。
- 文化財保護への住民意識の向上を図る必要があります。
- 地域スポーツの実情やニーズに応じ、スポーツ施設の整備や有効活用を計画的に行うことが必要です。

(11) 自然環境の保全及び再生

- 本地域は、日本最後の清流と呼ばれる四万十川、豊富な原生林や湿地、足摺宇和海国立公園の区域となっている足摺岬・大堂海岸など雄大な海岸景観と透明度の高い海、さらに黒潮の影響を受けて大規模な造礁サンゴが分布しており、熱帯性魚類や重要な動植物が多く生息するなど、すぐれた自然が数多く残されています。

【課題】

- すぐれた自然環境を適正に保全することや身近な自然の多様性を維持し損失を止めるために、生物多様性に配慮した活動や理解が定着した社会を目指し、行政、県民、NPOや事業者、教育機関などの多様な主体が協働して取り組むことが必要です。

(12) 再生可能エネルギー

- 本地域の豊富な自然資源を生かし、太陽光発電による再生可能エネルギーの導入を進めています。
- 民間事業において、広大な森林資源を生かした木質バイオマス利用も進められています。

【課題】

- 再生可能エネルギー導入の大規模事業については、環境への影響等の観点から、地元住民等の理解が得られない事例も発生しています。
このため、導入にあたっては地域の理解促進や適正な事業規律の確保に取り組むことが必要です。

(13) 国内及び国外の地域との交流

- 本地域は、本県観光の玄関口である高知市から自動車ですら3時間程度を要しており、一部を除いて、個々の観光資源では決して集客力が高いとは言えない現状です。
- 地理的条件が不利なことや、大規模な旅行を受け入れられる宿泊施設は限られますが、足摺岬や四万十川をはじめとする自然豊かな景観が広がっており、長期滞在の傾向が見られます。
- 近年の修学旅行は、文化や産業、経済、政治等の施設を巡る見聞型に加え、自然・環境・科学学習や農山漁村等での体験型のニーズが増加しています。また、全国のオーバーツーリズムの状況や物価高の影響等により、方面変更を検討する学校が増えつつあることから、本県の優位性を積極的にセールス活動でPRし受入に取り組んでいます。
- 都市住民の間では「ゆとり」や「やすらぎ」を求めて自然豊かな農山漁村で余暇を過ごすグリーン・ツーリズムに一定のニーズがあり、本地域でもその需要が見受けられます。
- また、受け入れ側においても地域の活性化の手段としてグリーン・ツーリズムに取

り組む動きが見られ、地域住民が主体となった体験メニューづくりが増えつつあります。

- インバウンドにおいては、国際便の就航やクルーズ客船の寄港により本県を訪れる外国人観光客が増加しており、本地域においても、四万十川などの豊かな自然を活かした観光コンテンツの認知度が上がってきています。

【課題】

- 本地域の広域的な観光PR活動などを強化していく必要があります。
- 広域的に観光客を誘致するため、各市町村と広域観光組織のさらなる連携が必要です。
- 広域的な観光資源及び観光ルートの情報提供により、滞在型観光の誘致を強化する必要があります。
- 家族やグループ旅行のニーズにマッチした環境の宿泊施設を、ルートの的にさらに充実する必要があります。
- 体験型観光へ柔軟な対応をしていくため、悪天候時における代替メニューを開発する必要があります。また、家族やグループのニーズに対応した、快適な空間を提供するとともに、自然体験ができる施設等を整備していくことが必要です。
- 修学旅行の誘致競争を勝ち抜くためにも、本地域の体験型プログラムの磨き上げや、SDGs プログラム等のメニューを統括するとともに、広域観光組織の連携による受入可能人数の確保など、多様な修学旅行ニーズに応えることのできる体制をつくる必要があります。
- インバウンドにおいては、観光施設等の多言語化やキャッシュレス化の推進など総合的な受入態勢の構築が必要です。

(14) 移住、定住及び二地域居住、人材の育成

- 本地域は、「四万十川」に代表される清流のほか、サーフィンやスキューバダイビングなどが楽しめる海岸線にも恵まれていることから、都会には無い自然環境を求める移住者にとって人気のエリアとなっています。
- 移住者数は全体的に増加傾向にあり、各市町村における移住専門相談員による相談対応の充実や空き家の活用、お試し滞在施設の設置などの受入環境の整備が進んできたことも移住者が増加する要因となっています。

【課題】

- 本地域は、都市部からの移動に費用と時間を要することから、移住や二地域居住を検討する際の地理的なハードルがあり、そのハードルを上回る暮らしの魅力などを情報発信していくことが必要です。
- 情報発信にあたっては、自然環境の魅力だけでなく、働く場の魅力を発信することも重要です。特に高知市と比べ企業就職の選択肢が少ない本地域においては、地元

企業の求人情報だけでなく、一次産業や地域おこし協力隊など多様な働き方ができる仕事の情報を発信することが必要となります。

- また、本地域の魅力を都市圏に的確に届けられるよう、デジタルマーケティングの手法を活用するなど情報発信力を強化していく必要があります。
- 移住者の受入れにとって必要不可欠な住宅の確保については、集合住宅の少ない本地域の状況を踏まえ、活用できる空き家の掘り起こしを進めていく必要があります。

(15) 国土保全施設等の整備及び防災体制その他半島防災

- 南海トラフを震源とする南海トラフ地震については、概ね90年から150年周期で発生していることから、昭和南海地震から約80年が経過し、切迫度は年々高まっており、揺れと津波により甚大な被害をもたらすと想定されています。
- 県が令和7年10月に公表した「南海トラフ地震による最大クラスの震度分布・津波浸水予測」において、幡多地域では、土佐清水市で県下最大となる34.5mの津波高が予測されているほか、他の沿岸市町でも20mを超える津波高が予測されています。
- 本地域は、地質・地形は急峻でかつ脆弱であり、三方を海に囲まれているという地形的な特徴を有することから、南海トラフ地震が発生した際に、孤立するおそれがあり、速やかな支援が困難となる可能性があります。
- 台風、豪雨などによる災害が発生しやすい自然条件下に置かれており、毎年多くの災害が発生し、道路や家屋の浸水被害、土砂災害など、住民生活や社会・経済活動などに重大な影響を与えています。
- 消防等については、市町村ごとに地域防災計画に基づき体制整備をし、防災訓練や防災意識の普及啓発に努めていますが、市町村単位の取り組みにとどまっています。

【課題】

- 令和6年能登半島地震では、津波や土砂崩れ、大規模火災等により甚大な被害が発生し、幹線道路が至る所で寸断され、沿道の多くの集落が孤立したことから、こうした教訓を踏まえ、「事前の備え」を強化する必要があります。また、道路以外の交通ネットワークも脆弱であったため、早期復旧に必要な人的及び物的支援を行うことができず、災害時における半島地域の脆弱性が浮き彫りとなったことを踏まえ、道路、航路、空路等のインフラ機能の確保や交通連携によるリダンダンシーの確保が必要です。
- 南海トラフ地震発災時には、建物の倒壊や火災、津波、ライフラインの停止など様々な困難な事象への対応が必要となります。このため、地震による被害を最小限に留めるため、災害対応力の向上を図る必要があります。
- 豪雨による道路や河川の被災箇所や土砂災害箇所への対応が必要です。

- 森林の公益的機能の維持・拡充等が必要です。
- 河川の氾濫や土砂、高潮による災害に対する備えが必要です。また、侵食対策における養浜材料の確保が必要です。

(16) その他

ア 感染症が発生した場合等における住民生活の安定等

- 健康危機管理を通じて、県民の生命・健康を守ることが求められています。

【課題】

- 健康危機管理に携わる福祉保健所、市町村、消防、警察、医療機関等との連携体制や対応体制の整備が必要です。
- 感染症及びまん延に備えるため、人材確保を含めた平時からの準備や訓練が必要です。

イ 生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落への配慮

- 本地域では、10カ所の集落活動センターが開設（令和7年10月31日現在）されており（うち離島2カ所）、宿泊施設や地域商店の運営など、様々な取り組みを行っています。
- 各センターの所在地は、市町村の中心部からは距離のある山間部に多い傾向にあり、過疎・高齢化が進んでいることから、集落活動の継続が困難になりつつあります。

【課題】

- 集落での地域活動を維持していくためには、新たに集落活動センターに取り組む地域の掘り起こしと、既存のセンターの活動継続に向けた支援が必要です。
- 各集落や市町村によって抱える課題等が違っているため、それぞれの課題に対応した伴走支援が必要です。

3 振興の基本的方向及び重点とする施策

(1) 基本的方向

- 本地域を含む中山間地域が県土の90%以上を占める本県では、人口減少や高齢化の進展が県内市場の縮小を招くことで、若者が県外に流出し、そのためさらに人口が減少するといった負の連鎖に陥っています。

この人口減少の負の連鎖を断ち切るため、本県の将来を左右する人口減少問題を、県政における喫緊に取り組むべき最重要課題として位置づけ、令和6年3月に本県の人口減少対策のマスタープランとなる「高知県元気な未来創造戦略」を策定し、若者や女性に選ばれる高知県の実現を目指して取り組みを進めています。

この「高知県元気な未来創造戦略」の着実な実行を通じて、本地域の多様な主体が

連携、協力して、地域の特性を活かした広域的な取り組みを推進することで、人口減少問題を克服し、将来に希望の持てる県づくりに取り組みます。

また、本計画の実施を通じ社会減に歯止めをかけ、計画期間内に本地域における社会増減ゼロを目指します。具体的には、34歳以下の人口及び出生数において、幡多地域の全ての市町村で令和4年よりも増加を目指します。

(2) 重点とする施策

- 人口減少が招く経済規模の縮小や、それによる若者のさらなる県外流出といった課題克服のため、「地産外商戦略」と「移住（定住）促進」を柱とする「高知県産業振興計画」に基づき、経済の活性化に官民協働で取り組みます。
- 南海トラフ地震対策について、「南海トラフ地震対策行動計画」に基づき、自助、共助、公助が一体となって、被害の軽減や地震発生後の応急対策、速やかな復旧・復興に向けた事前の準備などに取り組みます。
- 令和6年能登半島地震における、上下水道施設の被災による断水、幹線道路の寸断による孤立地域の発生などの教訓を踏まえ、国土強靱化の取組を更に加速し、ハード・ソフト両面で「事前の備え」を強化します。
- 県民が健やかで心豊かに、安心して暮らし続けることができる県づくりを目指し、「日本一の健康長寿県構想」に基づき、保健、医療、福祉の各分野で取り組みを進めます。
- 「高知県教育振興基本計画」に基づき、「知」、「徳」、「体」の向上に向けた施策を推進します。また、貧困等の厳しい環境にある子どもたちが、安心して学び、夢と希望を持ち続けて育つことができるよう支援を充実させます。
- 県民の安全・安心の確保と地域経済の活性化に繋げるため、「四国8の字ネットワーク」の整備や重要港湾である宿毛湾港の整備など、インフラの充実と有効活用を図り、県民が将来に希望をもって暮らせる県土づくりを推進します。
- 中山間地域の維持・創生に向け、「集落活動センター（地域の支え合いや活性化の拠点）」の整備や「あったかふれあいセンター（高知県地域共生社会の支援拠点）」の機能強化を図るとともに、地域の資源や特性を生かした産業づくり支援、生活用水や移動手段の確保対策、買い物支援等の生活支援などを促進します。
- 結婚・妊娠・出産・子育て、仕事と育児の両立などライフステージに応じた支援策を充実させるとともに、女性の活躍の場の拡大に向け、就職活動や企業への支援など、就労を希望する女性が多様なライフステージを通して働き続けられる整備づくりに向けて取り組むとともに、男女が家事育児を分担する共働き・共育ての生活スタイルを推進し、男性の育児休業取得や家事参画の促進に向けて取り組みます。

第2 振興計画

1 交通通信の確保

(1) 交通通信の確保の方針

- 産業・生活基盤となる交通通信施設の整備の立ち遅れを克服し、長期的な振興を進めるため、四国横断自動車道などの高速交通体系の整備を見通した地域外との幹線ネットワークの整備を促進します。
- 本地域と都市地域の情報格差の是正や、地域外との積極的な交流を促進するため、超高速ブロードバンド等の情報通信基盤の整備を推進します。

(2) 交通施設の整備

ア 道路の整備

- 地域外とのアクセスを強化するため、四国横断自動車道の整備を推進します。
- 地域内の交通ネットワークを強化し、人的・物的循環の高密度化を図るため、交付金事業を活用し、中村宿毛線、足摺岬公園線、安満地福良線などの県道や市町村道の整備を推進します。
- 休憩・交流機能を兼ねた道路整備や、高齢者・障害者に配慮した道路整備を推進するとともに、自然景観や生態系に配慮したルートの設定、木の香る道づくりといった良好な自然環境と共生できる道路整備を推進します。

イ 林道の整備

- 林道については、森林の適正な管理や効率的な森林施業、就労環境の改善を図るため、計画的・重点的な基盤整備を推進します。

ウ 港湾の整備

- 宿毛湾港（重要港湾）については、開口性の良好な港湾条件を活かし、流通業、製造業などの企業誘致及び地域の産業を支える海上輸送の拠点施設としての整備を推進します。
- 下田港（地方港湾）については、洪水など河川流量による影響を受けやすいことから、下田地区の浸水被害の解消と安定した輸送航路の確保に重点投資をしていきます。

(3) 地域における公共交通の確保

- 鉄道については、土佐くろしお鉄道中村・宿毛線が、地域内はもとより本地域と本県中央地域及び瀬戸内地方や京阪神地方を結ぶ基幹的な公共交通機関としての役割や愛媛県南予地域との交流基盤の役割を果たしていることから、より一層の利用促

進と経営の安定化を図っていきます。

- バスについては、デマンドバス等の市町村営交通に複数の市町村が共同運行する仕組みを導入するなど、運行の効率化を図るとともに、事業者や沿線市町と連携し利用促進に取り組むことで、事業者の経営の安定化につながるよう取り組んでいきます。

(4) 情報通信関連施設の整備

- 本地域には超高速ブロードバンドや携帯電話のサービスが提供されていない地域が残っているため、市町村や通信業者との連携・協力により基盤整備を進め、サービスエリアの拡大に取り組みます。
- 情報通信技術（ICT）を産業振興、行政サービス等の分野で総合的に活用し地域の情報化を推進するとともに、独自の魅力ある情報を地域外に提供します。
- 本地域を含む全県規模の情報通信基盤を存続させることにより、地域外とのコンテンツ流通や交流の促進に取り組みます。
- 保健・医療・福祉資源の効率的な活用や住民への情報提供を推進するため、「救急医療・広域災害情報システム」や「へき地医療情報ネットワーク」等、各種情報システムを整備・充実します。
- 産地市場のスマート化を推進するため、漁獲物の計量業務をデジタル化する「自動計量システム」と入札業務をデジタル化する「電子入札システム」の導入を支援し、水揚げや入札に関する情報伝達の迅速化を図ります。

2 産業及び観光の振興

(1) 産業及び観光の振興の方針

- 高知県産業振興計画に位置づけられた幡多地域の地域アクションプランの実行を支援し、幡多地域における雇用の創出と所得の向上に努めます。
- 産業振興と雇用対策を一体的に進めるため、若年者の地元雇用の促進、県外や地域外からのUIターンを促進します。
- 農林水産業の魅力を高めるため、地域の特性を活かした農産物の生産を推進します。また、加工や販売、サービスを結びつけることにより、生産物の高付加価値化と複合経営化を推進します。
- 衰退する地域商業を維持・活性化するため、多様化する消費者ニーズや今後一層進んでいく高齢化社会に対応したまちづくりをソフト及びハードの両面から支援します。
- 地域に埋もれている観光資源の活用とともに、景観や自然環境の保護・保全に配慮した、地域にとっても魅力的な観光地づくりを推進します。

(2) 農林水産業の振興

ア 農業の振興

(ア) 担い手の確保・育成

- 若者・女性に向けた農業の魅力発信や新規就農希望者への相談活動を推進します。
- 産地提案型の担い手の確保・育成の取り組みにより、継続的、安定的な農業経営者の育成を推進します。
- 生産技術の修得や経営感覚を醸成するため、定期的に研修会を開催します。
- 就農へのハードルを下げるため農業法人等に就業する雇用就農を推進します。
- 基幹品目を中心とした農業の生産量を増加させるためにデータ駆動型農業を推進します。
- 経営管理能力に優れた農業者の育成に努め、組織化・法人化を推進します。
- 農地中間管理機構の活用を図りながら、農地の集積・集約化による担い手の育成を推進します。

(イ) 基盤整備の計画的な推進

- 足腰の強い産地を確立するため、地域の地形条件や営農特性を踏まえた農業生産基盤の整備や農業用排水施設等の長寿命化対策を推進します。

(ウ) 新たな農業の展開

- 地域ぐるみで効率的な営農展開をするため、農業施設・機械の共同利用や、農作業の受委託を推進します。
- 新規作物の導入や複合経営等による安定した所得を確保するため、他産業と連携した複合的経営を推進します。

(エ) 地域の特性を活かした農業の展開

- 日本型直接支払制度や集落営農を推進します。
- 野菜については、気候を活かし、施設園芸の一つの柱として積極的に普及を図ります。
- 天敵導入などの安全・安心につながるIPM技術の普及を図り、環境保全型農業を推進します。
- 果樹については、梨、文旦、小夏など地域に適した特産品の振興を進めます。
- 畜産については、低コスト生産による有利販売の推進や、稲WC Sなどの利用により耕種農家との結びつきを深め、環境保全型の調和のとれた主産地づくりを推進します。
- 地域内農産物の加工、磨き上げ等による付加価値を高める取組及び地域連携による新たな付加価値の創出を目指す取組を推進します。

(オ) うるおいと活力のある農村づくり

- 女性の意欲と能力を活かすことのできる農業・農村の構築を推進します。
- 多面的機能を維持するため、農協、森林組合、行政等が連携し、農地等の維持管理の仕組みづくりを検討します。
- 地域の活性化に向けて、都市との交流を促進します。

イ 林業の振興

(ア) 原木生産の拡大

- 県内の大型製材工場や木質バイオマス発電などへ安定的に原木を供給するため、「森の工場」などの森林の集約化の推進や、皆伐等の原木増産に資する施業の実施を支援します。
- 地形や森林資源の状況に応じた効率的な作業システムを普及・確立するため、先端林業機械の実証を支援するとともに、事業者による高性能林業機械等の導入を支援します。
- 自伐林家等の小規模林業実践者を育成するため、法人化した事業者に対する林業機械の導入を支援します。

(イ) 担い手の確保・育成

- 移住希望者などの幅広いターゲットに向けた情報発信の実施や就業相談への対応など就業促進に向けて取り組みます。
- 林業大学校や林業事業者における、スマート林業の推進に必要な高度な技術を有する人材などの育成に取り組みます。担い手の技術、技能の向上を図るため、効率的な木材の生産ができる人材の育成（研修）を推進します。
- 魅力ある職場づくりに向けて、林業事業者の経営改善に向けた取組を推進します。快適な就労環境を提供するため、労働災害の防止、福利厚生（保険、退職金等）の充実を推進します。

(ウ) 基盤整備の推進

- 森林の適正な管理や効率的な森林施業、就労環境の改善を図るため、計画的・重点的に路網整備を推進します。
- 原木の安定的、効率的な供給に不可欠な路網の整備や改良を支援します。

(エ) 流通体制等の整備

- 木材を安定供給していくため、木材の生産基盤・加工体制の整備や、山林、山元貯木場、原木市場、製品市場のネットワーク化、さらに工務店までの供給ネットワークの構築など、流通体制の整備を推進します。

- 特用林産物の振興のため、担い手の育成や生産体制の強化を支援します。

(オ) 健全な森づくり

- 公益的機能の維持増進を図るため、未整備森林の保育間伐を推進します。
- 森林資源の保続培養を図るため、伐採跡地の再造林を支援します。
- 再造林の低コスト化を図るため、花粉が少なく成長の早い苗木の生産拡大とともに、一貫作業システムなどの導入を促進します。

ウ 水産業の振興

(ア) 漁業生産の構造改革

- 水産業のデジタル化を図る「高知マリノイノベーション」の取り組みを推進し、環境や社会の変化に強い持続的な漁業生産体制への転換を図ります。
- 養殖業が抱える課題（漁場・人工種苗・コスト・担い手・販売）に対してパッケージで支援を行うことで養殖生産量の増加を図ります。
- 事業戦略の実践支援やマルチ漁業化の推進等により、不漁等の影響を受けやすい漁船漁業の経営の安定化を図ります。

(イ) 市場対応力のある産地加工体制の強化

- 加工施設の立地促進や機能強化、衛生管理の高度化を図ります。
- 加工原料や製品の保管に必要な冷凍保管ビジネスの強化を行います。

(ウ) 流通・販売の強化

- 「高知家の魚応援の店」や卸売市場関係者のネットワークを活用し、販売拡大を図ります。
- 海外とのネットワークを有する国内外の商社等と連携し、輸出を促進します。
- あゆを活用した地域活性化の取り組みを推進するなど、地域資源を活用した付加価値の創出に取り組みます。

(エ) 担い手の確保・育成

- （一社）高知県漁業就業支援センターによる就業相談、短期・長期研修の実施、漁船の取得、就業後のフォローアップ等、総合的な担い手確保対策を支援します。
- 若者、女性等の多様な人材が参入・定着しやすい環境整備など、魅力ある職場づくりを支援します。

エ 野生鳥獣による被害の防止

- 集落点検の実施により、効果的な被害対策を推進します。

- 放任果樹の伐採や耕作放棄地の刈り払いなど野生鳥獣を集落に寄せ付けない環境整備を推進します。
- 防護柵の設置を推進し、特に集落全体を囲う防護柵の設置を推進します。
- 有害鳥獣の捕獲を推進し、特に集落ぐるみでの捕獲を推進します。また、森林地域での捕獲もあわせて推進します。
- 捕獲の担い手である新規狩猟者の確保を推進します。

(3) 商工業の振興

ア 商業の振興

(ア) 商店街の活性化の推進

- 既存の中心商業地については、買い物の利便性の高いロードサイド型の大型店との機能分担を明確にするとともに、今後の高齢化社会や多様化する消費者ニーズに対応したまちづくりをソフト及びハードの両面から支援します。特に、宿毛市、四万十市（うち旧中村市の区域）については、地域商業の拠点として整備を進めます。

(イ) 他産業との連携の推進

- 観光資源が豊富であるという特性を踏まえて、観光との複合型の商業振興を推進するとともに、他産業と連携して地域生産物の付加価値を高め、地域の顔となる特産品づくりを推進します。

(ウ) 商業従事者への支援

- 本地域の中小零細事業者に対し、経営の合理化・近代化や店舗の共同化、集団化の方策について研修や指導を行うとともに、商工会や商店街等を中心とした地域での活動を支援します。

イ 工業の振興

- 高知西南中核工業団地に立地する企業活動を支援し、地域のトータルな産業振興を進めます。
- 臨海型の宿毛湾港工業流通団地の残り分譲地について、今後、流通業、製造業などの企業誘致を推進します。
- 企業の誘致を促進するため、各種の企業立地優遇制度や地方税の課税の減免等を活用します。
- 企業の設備投資や立地の動向等について、情報の収集・把握に努めます。
- 公設試験研究機関による地域内企業の技術力向上のための技術支援や技術相談を行います。
- 地域にある伝統産業の振興を図るため、技術やノウハウを身に付けた後継者の育

成や、販路拡大を促進します。

(4) 観光の振興

ア 地域別の振興方向

- 足摺宇和海国立公園地域では、既存施設の魅力の向上を図るとともに、自然とふれあえる滞在型の観光施設を充実し、海洋レクリエーションを中心とした西部地域の観光の拠点として整備を推進します。
- 沖の島や大堂海岸地域では、その特性を活かした海洋性の観光を推進します。
- 土佐清水市、大月町、宿毛市、四万十市（うち旧中村市の区域）を周遊する「サニーロード」沿線上では、既存の観光レクリエーション施設を活かしながら、ダイビングやキャンプなど、残された魅力ある自然を活かした体験型の観光を推進します。
- 四万十川の中・下流域では、森林・河川の豊かな自然環境を活かした学習型レクリエーションの促進を図ります。
- 国外に向けても、四万十川でのリバーアクティビティや足摺宇和海国立公園地域での自然体験など、各地域の特色ある豊かな自然を活かした体験型の観光を推進します。

イ 具体的な振興策等

(ア) 広域的な取り組みの推進

- 広域での誘客・周遊キャンペーン等の実施や愛媛県と連携した情報発信など、行政区域にとられない広域的な取り組みを進めることにより、九州地方等からの観光客の誘致を進めることで広域観光を推進します。
- 誘導標識、案内標識等の観光サービスの整備・充実に努めるとともに、広域観光ルートづくりを推進します。

(イ) 観光情報の発信

- ホエールウォッチングや四万十川などアウトドア観光に関するリアルタイム情報（出現率、気象、水量など）の提供を促進するとともに、「こうち旅ネット」のホームページの機能を強化することにより、観光情報を全国に発信します。

(ウ) 国外向け情報発信と受入態勢の整備

- 四万十川でのリバーアクティビティや足摺宇和海国立公園地域での自然体験など、豊かな自然を活かした観光コンテンツを SNS や特設サイト等で積極的に情報発信するとともに、観光施設等の多言語化やキャッシュレス化の推進など総合的な受入態勢の整備を推進します。

3 就業の促進

(1) 就業の促進の方針

- 高知労働局、公共職業安定所、市町村、その他の関係機関と連携し、就業の促進を図ります。
- 本地域内に公共職業能力開発施設として設置している県立中村高等技術学校において若年技能者を育成します。
- 多様な職業訓練を実施することで、地域の離職者・転職者の早期就職を支援します。
- 本地域内に設置している高知県就職支援相談センター（ジョブカフェこうち幡多サテライト）で円滑な就職を支援します。

(2) 就業促進対策

- 県立中村高等技術学校では、将来建築関係に従事する若年技能者の育成を行っており、必要に応じてカリキュラムを見直す等、企業ニーズに応じた技能を持つ人材を育成します。
離職者・転職者に対しては、OA事務や介護サービス等多様な訓練を民間教育訓練機関等に委託して実施することで、早期就職を支援します。
- 若者の就職支援については、高知県就職支援相談センター（ジョブカフェこうち幡多サテライト）において、きめ細やかな就職相談や就職セミナー、企業での実際の仕事体験等を実施し、雇用におけるミスマッチを解消して、円滑な就職を支援します。

4 水資源の開発及び利用

(1) 水資源の開発及び利用の方針

- 将来的な水需要の動向を検討し、地理的条件による慢性的な水不足や不安定な利水環境の改善を行い、生活用水や工業・農業用水などの水資源の計画的な開発を推進します。
- 水資源の供給能力を確保するため、ダム建設や森林の総合的な整備を推進します。

(2) 水資源確保対策

- 不安定な溪流取水を解消し、安定した生活用水を確保するため、生活貯水池事業による春遠第1ダムの建設を引き続き推進します。
- ダム上流等の水資源を確保する上で重要な水源地域において、水源かん養機能や国土保全機能をあわせ持つ健全な森林を維持・造成するため、荒廃地や荒廃した森林の総合的な整備を推進します。

(3) 水資源の利用

- 春遠第1ダムにより、大月町において不足する上水の供給に対応します。

- 水利用の動向を踏まえながら実態を把握し、総合的に検討していきます。
- 上下流域と交流を図りながら、住民や企業への普及啓発を推進します。

5 生活環境の整備に関する事項

(1) 生活環境の整備の方針

- 生産基盤と生活環境の一体的な整備により、調和のとれた農山漁村づくりを進めます。
- 快適で活力ある農山漁村をつくるため、地域内外との交流・ふれあいの場として開放することを視野に入れた生活環境の整備を推進します。

(2) 下水道、廃棄物処理施設等の整備

- 令和5年度に見直しを行った生活排水処理構想に基づいて、下水道、浄化槽、農業集落排水施設の整備を推進します。
- 一般廃棄物は、各市町村の一般廃棄物処理計画に基づき適正な処理を進めます。

(3) 都市公園等の整備の推進

- 地域の独自性と創意工夫を活かし、多様な交流の場や緑の発信拠点の場として、子どもや高齢者などが安全・快適に利用できるよう、地域の実情に応じた都市公園の整備を推進します。
- 土佐西南大規模公園においては、老朽化した施設の更新や改修を推進します。
- 防災拠点に位置付けられている土佐清水総合公園においては、運動広場の整備を推進します。

(4) 住宅関連対策

- 地域の実情や身近な自然環境に配慮しながら、住民のニーズに沿い、まちづくりと連携した住宅整備を推進します。
- 高齢者等が自立した生活を営むことができるように住宅のバリアフリー化を進めるとともに、戸外においても安全かつ快適に暮らせる環境整備を推進します。
- 雇用の創出を通じた地域経済の活性化を図るため、地場産材を使った住宅の供給促進や県産木材を使用したモデル住宅の展示、県産木材使用のPRなどを推進します。

(5) 生活サービスの持続的な提供

- 住民が主体となり、生活、福祉、産業、防災などの活動について、それぞれの地域の課題やニーズに応じて複数の集落が連携し、総合的に地域ぐるみで取り組む仕組みとして、集落活動センター（小さな拠点づくり）を推進します。

(6) その他の整備

ア 都市整備

- 地域住民の良質な生活空間の確保を目指して、適正な都市機能の配置を行うとともに、市街地の再生や地域住民との協働によるまちづくりを推進し、中心市街地の活性化を図ります。
- 宿毛市では、事業実施中の都市計画道路桜町沖須賀線などの整備を進め、既成市街地の再生や密集市街地を解消するための道路整備を推進します。
- 四万十市（うち旧中村市の区域）では、都市計画道路右山角崎線などの整備を進め、沿道の土地利用の促進を図るとともに、地域資源を活かした賑わいづくりに向けた環境整備を行い、既成市街地の活性化と小京都らしいまちづくりを進めます。

イ 河川等

- 春遠第1ダムの整備を引き続き推進します。
- 治水安全度を向上させるとともに、河川環境面からも地域住民と連携しながら河川整備を推進します。

6 医療の確保等

(1) 医療の確保の方針

- 県民が安心して医療を受けられる環境づくりに取り組みます。特に、医師の確保をはじめとした医療提供体制の整備を重点的に推進します。

(2) 医療の確保を図るための対策

- 地域の実情に応じた、健康増進から疾病の予防、診断・治療及びリハビリテーションに至る包括的な保健医療体制を整備します。
- 救急医療体制を整備・充実させるため、初期救急医療体制の強化及び幡多けんみん病院を中心とした救命救急機能の充実、ドクターカー・ドクターヘリを活用した県中央部の3次救急医療機関との連携に努めます。
- へき地における医療の確保と充実を図るため、医療機関の施設の整備・充実や医師等の人材の確保と資質の向上、へき地医療の後方支援体制の充実に努めます。あわせて、診療体制を補完するオンライン診療の整備を進めます。
- 災害時においても迅速で適切な医療救護活動ができるよう、医療機関の災害対応力の向上や地域の特性に応じた医療救護の体制づくりを進めます。

7 介護サービス及び障害福祉サービス等の確保等

(1) 介護サービス及び障害福祉サービス等の確保の方針

- 高齢化の進展により増大する介護ニーズに対応できるよう、質の高い介護サービスの提供体制づくりを推進します。
- 障害のある方が希望する場所で、必要な障害福祉サービスを利用しながら安心して暮らし続けられるよう、「高知県障害福祉計画」等に基づき、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。

(2) 介護サービス及び障害福祉サービス等の確保を図るための対策

- 「高知県高齢者保健福祉計画」及び「介護保険事業支援計画」に基づき、高齢者が介護の必要な状態になっても住み慣れた地域で生活ができるよう努めます。
- 中山間地域においても、身近なところでニーズに合ったサービスが受けられるよう、他分野等との連携やあったかふれあいセンターの利用の促進など、市町村と事業所など関係機関と連携をとりながら、障害福祉サービスの充実に取り組んでいきます。
- 市町村が連携して広域的な障害福祉サービスを提供する体制づくりを進めるための支援に取り組んでいきます。

8 高齢者及び児童の福祉その他福祉の増進

(1) 高齢者及び児童の福祉その他福祉の増進の方針

- 高齢者の福祉については、高齢者が長年培ってきた知識や経験を最大限に活かし、地域社会を支える一員として、健康でいきいきとした生活を送ることや、介護が必要な状態になっても、その人らしい人生を送ることができる地域社会の実現を目指します。
- 児童福祉については、児童がその権利を保障され、心身ともに健やかに育成されるよう、良好な環境づくりを推進します。
- 障害者福祉については、障害の有無に関わらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域でともに暮らし、ともに支え合い、安心して、いきいきと暮らせる「共生社会」を目指した地域づくりを進めます。

(2) 高齢者の福祉の増進を図るための対策

ア 健康・生きがい対策の推進

- 地域で元気に安心して暮らすことができるよう、地域支援事業の実施や壮年期からの生きがい健康づくりを推進します。

イ 在宅医療・介護・福祉・住まいの整備などによる包括的なネットワークづくりの推進

- 一人暮らし、認知症高齢者等の生活を支援するため、支え合いの活動や介護予防、地域支援事業の活用を推進します。
- 保健・医療・福祉の連携を図るため、地域包括支援センターによる総合的な情報提

供、相談体制・広報を推進し、保健福祉サービスの質の確保に努めます。

- 高齢者のニーズにあったサービスを効果的に提供していくために、地域ケア会議の研修会等を実施し、支援機関同士の連携体制を推進します。

(3) 児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策

ア 児童福祉の推進

- 「高知県こども・子育て支援事業支援計画」や市町村が策定した「子ども・子育て支援事業計画」等に基づき、乳児保育など保護者のニーズに対応する保育サービスや、地域の特性を活かした子育て支援を推進します。
- 子どもを取り巻く環境の変化に対応するため、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進します。

イ 障害者福祉の推進

- 県民一人ひとりが、障害や障害のある人について正しく理解できるよう啓発広報活動を行うとともに、障害のある人が地域で安心して生活できるよう、支え合いの仕組みづくりを進めます。
- 障害のある人誰もが、生き生きと暮らせるよう、雇用の促進や施設での工賃の向上、スポーツや芸術などの余暇活動の充実などに取り組みます。
- ひとにやさしいまちづくりと南海トラフ地震等の災害への備えを進めます。

ウ 地域福祉の推進

- 高知県地域福祉支援計画や市町村が策定した地域福祉計画に基づき、こどもから高齢者、障害者などすべての県民が、ともに支え合いながら生き生きと暮らすことができる地域づくりを推進します。
- つながり支え合う「高知型地域共生社会」を実現するため、地域の特性やニーズに合った施策の展開や、社会福祉協議会やボランティア、民生委員・児童委員が行う活動を積極的に支援をするとともに、市町村の地域福祉計画と市町村社会福祉協議会の地域福祉活動計画の一体的な策定を推進します。
- こどもから高齢者、障害者などすべての県民が、ともに支え合いながら生き生きと暮らすことができる地域づくりを推進します。
- 「誰一人取り残さない、つながり支え合う高知型地域共生社会」の実現に向けて、分野を超えた多機関協働型の包括的な支援体制を整備（たて糸）するとともに、つながりを実感できる地域づくり（よこ糸）を推進します。

9 教育及び文化の振興

(1) 教育及び文化の振興の方針

- 教育文化の振興による地域の活性化を進めるため、学校教育の充実とともに、生涯にわたる学習活動の推進、豊かなスポーツライフの実現に向けた環境整備を図ります。
- 生涯学習活動については、地域の実情に即しながら総合的な見地に立って、情報化に対応した学校教育施設、社会教育施設、文化施設等を整備するとともに、施設間の情報ネットワーク化を図り、広域的な生涯学習体制を推進します。
- 誰もが身近な地域でスポーツに親しむことができる場の拡充に向けて、地域の実情に応じたスポーツ活動を推進します。
- 魅力のある文化のふるさとづくりを進めるため、豊かな自然や美しい景観、伝統的な郷土文化や素朴な人情といった固有の地域資源を見直し、磨き上げることで、住民自らが主役となって地域に活力をもたらす新しい文化の創造を推進します。

(2) 地域振興に資する多様な人材の育成

- ビジネスに関する幅広い分野について、基礎的な知識から応用・実践力まで体系的に学ぶことができる研修プログラムを実施し、地域の産業を支え発展させる人材の育成に取り組みます。

(3) 教育・文化施設等の整備

ア 教育施設等の整備

- 公立小中学校のうち、小規模校の教育環境を改善するため、スクールバス、学校図書館、視聴覚教材等の整備充実を図ります。
- へき地校については、特認校制度や小中連携教育など、地域の実情に応じた学習システムづくりを推進します。
- 国の進める GIGA スクール構想に基づき整備する高速大容量の教育情報通信ネットワークを基盤にして、ICT を活用した学習を可能とする情報通信システムの充実に努めます。
- 高知県生涯学習ポータルサイトの運用と市町村等からの情報収集・発信に努めます。
- 県立図書館と地域の図書館との情報共有を図るため、図書情報システムの機能の充実に努めます。

イ 集会・体育・文化施設等の整備

- 集会施設等については、集落、市町村、広域等それぞれの人口規模、利用範囲に応じた機能を有する施設を体系的に整備するとともに、有効利用に向けた取り組みを推進します。
- 体育・スポーツ施設については、市町村と連携し、多様なスポーツ活動の活性化に

向けて、地域の実情に即した整備や有効活用を推進します。

- 文化教養施設については、住民ニーズの多様化に十分対応できる機能を備えた施設を整備するとともに、既存施設のネットワーク化を推進します。

(4) 地域文化の振興

- 様々な地域資源に文化の視点から新たな光をあて(発見し)、それを活かす(磨き上げる)施策・事業に取り組みます。
- 真に海外に開けた半島地域を目指すため、中四国で唯一太平洋に開けた立地特性を活かして、「ジョン万次郎」を契機とした国際交流、姉妹都市縁組による国際交流を推進します。
- 地域の伝統芸能等の担い手の活動を保護・育成するとともに、その普及と後継者等の人材養成を推進します。
- 文化財保護への住民意識の向上を図るため、指定文化財の計画的な保存修理を行い、貴重な文化遺産を後世に継承していくとともに、文化財の周知や愛護思想の普及等の事業を推進します。

10 自然環境の保全及び再生

- 多様化・複雑化している今日の環境問題に適切に対応し、地域の財産とも言える豊かな環境を保全するとともに、住民のニーズに対応する環境を確保するため、「高知県環境基本条例」及び「高知県環境基本計画」に基づき、自然環境条件に応じた環境の保全・創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。
- 本地域は、特定植物群落や重要湿地などがあり、重要な動植物や貴重な地形を有することから、各種法律、県条例に基づく保護策を講じる一方、生物多様性地域戦略に基づく行動計画を推進しながら、自然保護思想の普及・高揚を図り、自然環境及び生活環境の保全に努めます。
- 足摺宇和海国立公園(土佐清水市、宿毛市、大月町)、入野県立自然公園(黒潮町)、宿毛県立自然公園(宿毛市)については、適正な保護、管理に努めます。
- また、足摺宇和海国立公園内の海中公園地区等については、サンゴ礁の景観保護のため、オニヒトデ類等の駆除対策を実施します。
- 豊かで多様な自然環境を活用し、自然とのふれあいの場を充実するため、自然公園内の園地、遊歩道、キャンプ場、駐車場、公衆トイレ等の整備を推進します。
- 四万十川については、四万十川条例に基づく、環境配慮指針・目標指標・清流基準の策定、重点地域の指定を行うとともに、重要文化的景観を活かした取り組みや、(公財)四万十川財団を核とした「四万十ブランド認証制度」など民間の力を活用した取り組みを支援し、清流の保全、自然環境の保全・復元、川を活かした地域づくりを進めます。

- 地球温暖化対策やエネルギー問題に対応するため、二酸化炭素の排出ガスが少なく、純国産エネルギーである新エネルギーの導入を進めます。具体的には、市町村が地域特性を踏まえて取り組む新エネルギービジョンの改定や、市町村や民間事業者が取り組む風力発電、太陽光発電・熱利用、バイオマスの利活用等の普及を支援します。

11 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 再生可能エネルギーの利用推進の方針

- 2050年のカーボンニュートラル実現を目指すため、2030年度までの温室効果ガス排出量削減目標を2013年度比で47%以上の削減に向けて、再生可能エネルギーの導入促進に取り組みます。

(2) 再生可能エネルギーの利用推進のための施策

- 環境保全、景観維持、地域経済への貢献、災害時の電源確保などを考慮しながら、太陽光や風力、バイオマスなどの豊富な地域の自然資源を活かし、再生可能エネルギーの導入を促進します。
- 住宅や事業者の太陽光発電設備等の導入を推進します。
- エネルギーを効率的に使うことで無駄をなくす取組や、電気以外のエネルギー（ガス、石油など）から電気のエネルギー源に切り替える、省エネ住宅やZEB・ZEHを推進します。

12 国内及び国外の地域との交流の促進

(1) 国内及び国外の地域との交流の促進の方針

- 各市町村における地域資源や観光施設の特性を活かし、その地域の持つポテンシャルを高めながら、また、不足する部分は近隣地域の連携によって補いながら、地域間の連携による観光商品の開発に努めます。
- グリーン・ツーリズムを推進するため、観光客（修学旅行等）誘致が積極的にできるように体制を整えるとともに、住民による体験メニューづくりなどを支援します。
- 修学旅行の受け入れのための宿泊施設と連携したセールス活動や民泊家庭の確保等の取り組みを推進するとともに、本地域のみならず、広域的な取り組みにより、環境学習型の修学旅行の誘致を推進します。
- 温暖な気候を生かし、プロスポーツ及びアマチュアスポーツの誘致等に取り組み、スポーツツーリズムを通して交流人口の拡大を図ります。
- インバウンドにおいては、国際便の誘致やクルーズ客船の受入を促進するとともに、観光施設等の多言語化やキャッシュレス化の推進など総合的な受入態勢の構築を図ります。

(2) 国内及び国外の地域との交流の促進のための方策

- 高知県産業振興計画の実践を通じ、農林漁業者をはじめとする地域住民の参加によって、体験型観光の提供、修学旅行の積極的な誘致、観光客と地域とが触れあうことのできる農家民宿など、住民の参加と協働による観光地づくりを推進します。
具体的には、①自然環境の保全と活用、②通年楽しめる観光商品づくり、③人に出会う場の創出と人材の育成を目指した取り組みを推進します。
- グリーン・ツーリズムの受け皿を増やすため、かつおのタタキや天日塩づくりなど地域の自然や産業を活かした体験メニューの開発を支援します。
- 都市部へ向けて情報発信をするため、地域のコーディネート機能を担う広域観光組織の育成、観光協会等の受入側の連携、SNS等を活用した情報発信等の支援を行います。
- サービスの質を確保するため、観光関連事業者の人材育成等による受入態勢の強化に取り組みます。
- 修学旅行や家族旅行など旅行需要にきめ細かく対応したパッケージメニューや、悪天候時における体験型観光の代替メニューづくりを支援します。
- 地域住民が、地域の自然や伝統・文化を再発見し、磨き上げ、訪れた都市住民のインストラクターとして活動するとともに、観光ボランティア活動への参加など、住民の主体的な取り組みを促します。
- 地域の資源を活用した持続可能な観光に向けた取り組みを推進します。

13 移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力

(1) 移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の方針

- 都市部への情報発信の強化による新たな関心層やUターン候補者の掘り起こし、空き家等の住まいの確保、地域おこし協力隊制度の活用など、県外からのUIターン者、特に若者や女性の増加を図る取り組みを推進します。
- また、これまでの移住促進の取り組みだけでなく、二地域居住など「関係人口」に着目した新たな取り組みを推進し、産業や地域活動の担い手となる都市部の人材を地域に呼び込む取り組みを推進します。
- 中山間地域と田舎に関心のある方々とがつながるきっかけを作り、地域と継続的な関わりを持つ関係人口を創出する仕組みを構築し、人口減少化においても、地域が意欲的に活動する「にぎやかな過疎」の創出を目指します。

(2) 移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連

携及び協力のための施策

- 高知県UIターンサポートセンターが中心となって、引き続き市町村や関係団体と密に連携するとともに、移住者のニーズにきめ細かく対応しながら、本県の移住、定住施策を推進します。
- また、これまでの移住、定住施策ではアプローチできなかった「関係人口」についても、地域に継続的な関わりを持ち続ける都市部人材を確保する取り組みとして、本県の情報発信をはじめ、二地域居住を促す取り組みなどを推進します。
- 中山間地域において特に不足する住宅の確保については、空き家と移住希望者のマッチングや空き家の再生活用、空き家の掘り起こしなどを支援します。
- 人手不足が深刻化している集落での地域活動の維持、継続を図るため、中山間地域と田舎に関心のある方々がつながるマッチングシステムを構築し、地域活動での交流を通じて、地域と継続的な関わりを持つ関係人口を創出する取り組みを進めます。

14 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化その他半島防災のための施策

(1) 災害防除の方針

- 風水害は、气象台との連携を密にして、洪水、土砂災害、高波等の防災情報を市町村に確実に伝達し、早期の避難対策を実施して災害発生の予防、被害の拡大の防止を図ります。
また、それを補完するものとして、河川堤防の整備などハード対策を効率的、効果的に行うことによって、総合的な防災対策を推進します。
- 南海トラフ地震対策について、「南海トラフ地震対策行動計画」に基づき、自助、共助、公助が一体となって、被害の軽減や地震発生後の応急対策、速やかな復旧・復興に向けた事前の準備などに取り組みます。
- 本項目に関するKPIは、別添の「幡多地域半島振興計画に関する重要業績評価指標（KPI）」に記載します。

(2) 災害防除のための国土保全施設等の整備

- 山地災害を防止するため、治山施設等の設置や機能が低下した保安林の整備を推進します。
- 森林の公益的機能の維持・拡充を目指し、重要な水源地域の森林整備や、生活環境保全等の機能を高度に発揮する森林整備を推進します。
- 河川改修事業やダム建設事業などにより、治水安全度の向上や河川環境の整備を推進します。
- 土砂災害対策のための砂防関係事業については、要配慮者利用施設、避難所、避難路や地域防災拠点、緊急輸送道路などの重要施設を優先的に土砂災害から保全しま

す。

- 高潮や海岸侵食などから地域を保全するとともに、大規模地震・津波対策として、海岸保全施設の整備を推進します。
- 災害の多様性や大規模化等へ対応するため、広域消防体制の整備や消防施設の充実に向けた指導・支援や、近隣市町村との広域的な応援体制を確立するための指導・支援を行います。
- 市町村と集落を結ぶ防災行政無線の設置を推進します。
- 地域住民の安全を確保するため、災害救助用資機材の整備に努め、災害発生時における救出・救助体制の充実強化のための指導・支援を行います。また、関係機関と連携した総合防災訓練の各種訓練の実施や防災意識の普及啓発を推進します。
- 安全で良好な生活基盤づくりを行うための砂防関係の事業を継続するとともに、南海トラフ地震対策として津波に対する避難場所、避難路対策とリンクした箇所についても優先して実施します。また、早期警戒、避難支援のため、気象台と連携して、市町村へ雨量情報を提供します。
- 南海トラフ地震等による津波から避難するため、避難タワーなどの津波避難空間を確保するとともに、強い揺れから身を守るため、公共建築物などの耐震化を進めます。

(3) 半島防災の体制強化

- 地震の揺れや津波からの避難が迅速に行えるよう、地震・津波の観測及び情報伝達体制の強化を図ります。
- 南海トラフを震源とする最大クラスの地震・津波が発生した場合の震度分布や津波浸水予測等について、全戸配布している防災啓発冊子「南海トラフ地震に備えちよき」を改訂するとともに、地震・津波だけでなく洪水や土砂災害の危険性についても掲載している高知県防災マップなどを活用し、今後も、機会をとらえて県民に対して周知を行います。
- 県民が地震・津波を正しく恐れ、適切に行動できるよう、必要な情報提供や啓発活動を行うとともに、避難訓練や防災学習会等を行います。
- 自主防災組織の設立や活性化を図り、地域で互いに支え合う仕組みや体制づくりを進めます。
- 地震発災時に孤立することが想定される地域について、通信手段や緊急用ヘリコプターの離着陸場の確保を進めます。
- 大津波から避難するためのソフト対策を補完するものとして、開口部対策、避難路・避難場所の整備、密集住宅対策などを推進します。
- 避難生活の長期化や孤立化を想定した物資等の確保や分散備蓄を推進します。
- 災害関連死の防止に向けて、スフィア基準を踏まえた避難環境の整備や支援・受援

態勢の強化を進めます。

- 総合防災拠点（宿毛市総合運動公園、土佐清水総合公園）の資機材整備や適切な維持管理を進めます。
- 孤立に備え、地域の防災体制の拡充・強化を図るため、応急救助機関と継続的に訓練を実施します。

15 その他半島振興に必要な事項

（1）感染症が発生した場合等における住民生活の安定等

- 地域において健康危機管理に携わる福祉保健所、市町村、消防、警察、医療機関等の連携体制や対応体制等の確認を行うなど、平常時から健康危機発生に備えた準備を行います。
- 住民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症の発生及びまん延に備えるため、人材確保を含めた平時からの準備や有事体制を迅速に構築できるような訓練を行います。

（2）生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落への配慮

- 地域の方々が愛着ある地域で安心して住み続けるために、住民が主体となり地域の様々な課題に対応していく集落活動センターの仕組みづくり（小さな拠点づくり）を、引き続き推進します。
- 地域ごとに異なる課題解決に向けて、専門家を派遣するなど、市町村と連携した伴走支援を行います。

【別添】 幡多地域半島振興計画に関する重要業績評価指標（KPI）

【別添】

幡多地域半島振興計画に関する
重要業績評価指標（KPI）

令和8年 月

高知県

No	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R9)	地域別	担当課
1	鉄道の高架橋の耐震化	113本 (78%)	144本 (100%)	幡多地域 (6市町村単位)	交通運輸政策課
2	県民の防災意識向上のための情報提供・啓発 (津波からの早期避難意識率)	69.7%	100%	高知県全体	南海トラフ地震対策課
3	市町村津波避難計画の見直し	0	5市町	幡多地域 (6市町村単位)	南海トラフ地震対策課
4	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) をシナリオに盛り込んだ住民避難訓練の実施	0	5市町	幡多地域 (6市町村単位)	南海トラフ地震対策課
5	事前復興まちづくり計画の策定 (沿岸地域)	0	5市町	幡多地域 (6市町村単位)	南海トラフ地震対策課
6	事前復興まちづくり計画の策定 (中山間地域)	0	1村	幡多地域 (6市町村単位)	南海トラフ地震対策課
7	緊急用ヘリコプター離着陸場整備の支援	0	1市	幡多地域 (6市町村単位)	南海トラフ地震対策課
8	指定避難所の収容能力の拡大	0	+19,000人	高知県全体	南海トラフ地震対策課
9	消防団員の確保 (入団者数)	81人/年	85人/年	幡多地域 (6市町村単位)	消防政策課
10	普通 (上級) 救急救命講習の実施	360人/年	620人/年	幡多地域 (6市町村単位)	消防政策課
11	応急手当技術を身につけるための講習の実施	3,809人/年	6,870人/年	幡多地域 (6市町村単位)	消防政策課
12	優先度が高い方の個別避難計画の作成率 (名簿提供同意者)	93.6%	100%	幡多地域 (6市町村単位)	地域福祉政策課
13	優先度が高い方以外の個別避難計画の作成率 (名簿提供同意者)	96.8%	100%	幡多地域 (6市町村単位)	地域福祉政策課
14	津波浸水想定区域外での工業団地開発	0件	2件	高知県全体	企業誘致課

No	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R9)	地域別	担当課
15	四国8の字ネットワークの整備促進	0.63	0.65	高知県全体	道路課
16	緊急輸送道路の橋梁の耐震対策	1/48橋・2%	2/48橋・4%	幡多地域(6市町村単位)	道路課
17	水道の急所施設である導水管・送水管の耐震化完了率	47% (R5)	51%	高知県全体	公園上下水道課
18	海岸等の地震・津波対策の推進	44%	48%	幡多地域(6市町村単位)	港湾・海岸課
19	県立学校体育館への空調整備	9/45校 (うち、指定避難所 8/42校)	21/45校 (うち、指定避難所 20/42校)	高知県全体	学校安全対策課